

昭和四十三年二月二十九日(木曜日)
午前十一時十一分開会

一月二十七日竹中恒夫君委員長辭任につき、その補欠として青柳秀夫君を議院において委員長に選任した。

日高 広為君

補欠選任

田中 茂穂君

出席者は左のとおり。

委員長 青柳 秀夫君
理事

委員

國務大臣

大藏大臣

水田三喜男君

政府委員

大藏政務次官

食糧庁長官

大口駿一君

事務局側

常任委員会専門員

坂入長太郎君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

言ひあいたつを申し上げます。

私、このたび、はからずも当委員会の委員長に
選任せられました。まことに浅学非才、微力でござ
います。委員各位の御指導御鞭達のもとに職責
を全うしたいと存じますので、何とぞよろしく
お願いを申し上げます。(拍手)

○竹中恒夫君 一言辞任のごあいさつを申し上げます。

私、大蔵委員長在任中は、各党派をあげて皆さん方の御協力をいただきまして、大過なくこの大役を果たさせていただきましたことを、ありがたく、厚く御礼を申し上げる次第でございます。ここにつつしんで御礼を申し上げ、まことに簡単ではございますが、委員長辞任のごあいさつにいたしましたと思います。（拍手）

○委員長（青柳秀夫君）委員の異動について御報告いたします。

れ、その補欠として田中茂穂君が委員に選任せられました。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、理事の補欠選任についておはかりいたします。

本委員会の理事が一名欠員となっておりますので、その補欠を選任したいと存じます。選任は、前例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（青柳秀夫君） 御異議ないと認めます。
 それでは、理事に竹中恒夫君を指名いたします。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題とし、趣旨説明を聴取いたしました。水田大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) ただいま議題となり
ました昭和四十二年産米穀についての所得税及び
法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、
提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十二年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、個人及び農業生産法人が、その生産した同年産の米穀を事前売り渡し申し込みに基づいて政府に対し売り渡した場合には、昭和四十一年産米穀と同様に、その米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ、玄米換算正味百五十キログラム当たり千四百円ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。これがこの法律案を提出する理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

たします。吉國主税局長。

○政府委員(吉國二郎君) 提案の理由を補足して御説明申し上げます。

短い法律でございますので、法律案に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

法律案の第一条は所得税の特例を規定いたして
おりまして、ただいま提案理由で申し上げました
ように、昭和四十二年産米につきまして、原則と
して昭和四十二年九月二十日までに事前売り渡し
の申し込みをいたしまして、その申し込みに基づ
いて契約を締結いたしまして、昭和四十三年二月
二十九日までに売り渡しをしたものにつきまして
、その売り渡しの時期及び数量に応じまして、

先ほど御説明にありましたように、百五十キログラム当たり千五百円ないし千七百円の金額を、所得税の計算上、総収入金額から除算をするわけでございます。第二項には、当該米等、時期別格差のない米穀につきましては、時期別格差はございませんので、一率百五十キログラム当たり千五百円に相当する金額を総収入金額から除外をするという規定を置いております。

第二條が法人税の特例でございまして、条件は個人の場合と全く同じでございまして、農業生産法人が事前売り渡しの申し込みをいたしまして、それに基づいて売り渡しをした場合に、個人の場合同じです。ポイントは、個人ではその一定の金額を総収入金額に算入しないことにいたしておりますが、法人では収入金額はそのまま計上いたしましたので、それに相当する金額を損金に算入することにしたところであります。第二項は、損金に算入したものでありますので、その金額自身は法人に留保されておりますので、留保所得の計算上は、この場合は留保所得に算入するという規定を置いていただくでございます。

すので、個人につきましては、この三月十五日までの確定申告において申告をいたすことができないわけですが、法人につきましては、すでにこの法律が施行されました際に事業年度が終了いたしましたので、申告期限が終了しているものがございます。それにつきましては、この法律の施行の日から二月以内に変更の請求を提出することができるといふ旨を附則において規定しているわけでございます。

以上、簡単にございしますが、補足説明といたす次第でございます。

○委員長(青柳秀夫君) 本法案に対し、質疑のある方は、順次御発言を願います。

○柴谷要君 毎年毎年出されておりますこの法律案は、減税という、農家にとっていいことでありますので、この問題については賛意を表したいと思ふのですけれども、少し二、三点お伺いしたいのですけれども、そのことは、昭和四十二年産の米穀において、政府に売り渡すのに昭和四十二年九月二十日まで申し込む、こういうことになっておりますが、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川及び福井の各県の区域において生産される米穀については同年八月三十一日まで、こういうふうな、ここで二十日格差をつけておるのですけれども、むしろ北海道、青森とか、東北六県のような寒い地域のところを早めておるといふその理由です、これはどういふ理由であるか、この点をひとつお聞かせいたしたいと思ふます。

○政府委員(吉國二郎君) この法律は予約申し込み制度に準じておりまして、したがって、予約申し込みの期限がこのようになっておりますので、それをそのまま受けたわけでございます。

○柴谷要君 予算委員会が始まるので、大臣が予算委員会のほうへお出かけになるそうで、長い質問はできませんから、もう二つだけ。この問題は本年限りでやめたいと、こういうような御意思があるようですけれども、ほんとうにやめられるのか、やめる理由をひとつ簡単に伺いたい。局長でけつこうです。

○政府委員(吉國二郎君) 本制度は、昭和三十年に予約申し込み制度ができました際に、従来の超過供出奨励金、早場米奨励金等を基本米価に折り込みましたために、それにかわるべきものとして設けられて、この予約申し込み制度の円滑な遂行をはかるために現在まで続けてきた制度でございますけれども、特別措置でございますだけに、その反面にはかなり不公平な問題も出ております。たとえば現在この特例の適用を受けておりますのは、国税で申しますと全農家の約四・五割にすぎないということになっておりまして、ごく一部のみに限られた特例であるということ。それから、ここでござらんになったとおり、千百円ないし千七百円というこの特例が地域によって必然的にきまってしまう。したがって、地域別の農民に対してかなり不公平な結果になるというような点がございします。しかし、そういう欠点を前提といたしまして、なおこの予約売り渡し制度の定着といたすことをねらいましてこの制度が続けられたわけでございますが、この制度も、ほぼすでに定着をいたしまして、たとえば本年などは、予約申し込みが八百五十万トンというのが九百五十万トンも売り渡しがあつた。この制度から申しますと、予約申し込みをした以上は売り渡しをいたしまして、その分にはこの特例は適用されないわけでございますが、その分にはこの特例は適用されないわけでございますが、それにもかかわらずこれだけの売り渡しが行なわれるということもなつてまいりましたので、実際はこの特例は、予約申し込み制度の定着という面からは、すでに使命を果たしたのではないか。そういたしますと、問題の点だけは残りますので、税制調査会におきまして、実は昭和三十一年、六年ごろから引き続いて、この制度はもう必要はないということを言つてまいりました。ことしの答申におきまして、特別措置の整理の一環として、もうこの制度は本年限りでやめて、四十三年度にはこの法律案の提出はしないほうがいいだろうという意見があり、で、政府側といたしまして、そういう意味から、つまり特例

としてはその積極的な意味がなくなつたという判断をいたしまして、四十三年産米からはこの制度は一応行なわないことが適当であろうということ。で、税制改正要綱におきまして、今回の法律改正には関係ないわけでございますが、「備考」で打ち切りの方向で検討をするという趣旨を明らかにしたわけでございます。

○柴谷要君 もう一問だけ。この適用を廃止いたしますと、国税でもって十一億、それから、地方税でもって二十一億という減税が取りやめになるということになるわけですが、たいへんこれは農家にとつて負担増ということが考えられるからやめろんだと、こういうことではどうも納得いかない。で、国税にして十一億、地方税で二十一億という大きな金額だと思ふが、この特典がなくなるといふことは、他に転嫁をして、これだけ何かほかのものを考へて施策をしてやろうという考へがあるのかないのか。これだけやめちゃうと増税をする、いわばこれは増税になるわけですね、やめることですから。そういうことについての配慮はどうお考へになっておりますか、その点をひとつお伺いしておきたい。

○野澤勝君 関連して、一括してお答えになつてけつこうです。この問題は、私は、税理論からすればこれは間違つておりません。しかし、なぜこういふ一つの措置といひましようか、政策といひましようか、とらなければならなかつたかという理由も当局は十分考へてもらいたいと思ふ。というのは、これは正しい米価というものを農民が納得しておれば、私は、こういう早場米奨励金というものも必要はないし、それから、時期別格差の要もない。それから、いまの予約減税の問題も必要はないと思ふ。問題は私はそこだと思ふんですよ。そこに非常に不満があるので、先般、この法律が出るたびにこの大蔵委員会問題になつておる。特に参考人といひましようか、学者も呼ばれて意見を交換したこともあります。その際、本委員と学者との論争の中で解決しております

せん、その問題は、要するに正しい米価というのが問題なので、だから、いまの税制調査会ですか審議会ですか、その方面でもさような意見を出しているからこれは必要ないのだというだけでこれを処置することは非常に軽率だと思ふ。だから、いま柴谷委員から地方税と国税との減税の額の明示もありましたが、これは農家に間接に負担がくるので、特にいま非常に申し込みが多くなつて、予定の五百何十万トンからすでに倍近くもつておる。確かに倉庫では三百万トンからの蓄積があつて困つておる問題も聞きます。しかし、それだけでこの問題を解決するということは、将来農民の大きな憤激、怒りになってきますから、そこら辺は特に大蔵当局も十分考へて、そうしたことの誤りをおかさないように、私は念のためにつけておいて申し上げておきます。

○政府委員(吉國二郎君) ただいまの御質問に私も事務当局としてお答えいたしますけれども、この規定は、おっしゃいますように、これを廃止すれば、いま免税になつておる部分は当然ふえてまいります。しかし、この制度自身が、本来収入として入つた金額を収入からのかすという性質もございします。普通の国税に戻すという性質もございします。先ほど四・五割と申し上げましたのは、課税農家だけに適用があり、課税農家というものは全農家に対して四・五割しかない。したがって、農民が恩恵を受けていると申しますけれども、その恩恵を受けているのは、国税に關しては四・五割の農民であり、その他の農民には影響がない。いま御指摘がございしましたように、米価は適正であるかどうかは、私は専門外で何とも申し上げませんが、本来、解決はそういう方向でなされなければ農民一般に均てんしないと思ふので、税制としては、これは一般の特別措置の制度の際に、代償もなしにやるものとは似た形でやらざるを得ないと思ひますが、問題は、国税についての制度とか、あるいは米価の問題というところで解決していくよりない、かように存じます。

○柴谷要君 それで、確かに食糧会計の問題とあ

午前十一時三十一分散会

わけて検討すべき問題であらうと思うのですが、それなら毎年毎年一年ごとに更新をして出してきたか。私が指摘したのは、四年前にこれは指摘している。そうしたら、そのときは、この制度はどうのこうのという事で、存続しますということをはっきり言っておつて、今日の段階になつてきたら廃止する、こういうことですが、私はいいものは残しておいてもらいたい、悪いものはすみやかにやめてもらいたい、こういう希望なんですから、ひとつ検討していただくということを条件に質問を打ち切ります。

○委員長(青柳秀夫君) 他に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青柳秀夫君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

（所得税の特例）

第一条 個人が、その生産した昭和四十二年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十二年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十二年二月二十九日までに政府に売り渡した場合においては、当該個人の昭和四十二年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に應じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない。

一 昭和四十二年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二 昭和四十二年十月一日から同月十一日まで間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三 昭和四十二年十月十二日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四 昭和四十二年十月二十一日から昭和四十三年二月二十九日までの間に売り渡した米穀につ

ついては、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

2 前項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

（法人税の特例）

第二条 前条の規定は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和四十二年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十二年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十二年二月二十九日までに政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該個人の昭和四十二年分の所得税については」とあるのは「当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない」とあるのは「当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」と読み替へるものと

2 前項において準用する前条第一項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十八号の規定の適用については同号イ（一）に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、第二条第一項に規定する売渡しの日の属する事業年度（以下「売渡事業年度」という。）分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下「確定申告書」という。）を提出し又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）を受けた第二十一条の農業生産法人は、同項において準用する第一条第一項の規定の適用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、この法律の施行の日から二月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ、

一 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

二月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、葉たばこ生産振興対策に関する請願（第四三三号）

一、葉たばこ収納価格引上げに関する請願（第

五三三

一、予約売渡米穀の所得に対する課税特例措置の存続に関する請願（第六四号）
一、中小零細企業に対する融資制度に関する請願（第一六二号）（第二一七号）

第四三三 昭和四十二年十二月二十七日受理

葉たばこ生産振興対策に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議会議長 千葉一

紹介議員 谷村 貞治君

葉たばこの生産振興のため、左記事項の実現を図られたい。

一、昭和四十三年収納価格については、生産費の算定中自家労賃を少なくとも生産者米価決定の場合と同様に評価し、適正な価格に引き上げる

こと。
二、省内栽培のために必要な機械等施設を導入するため、ば場の基盤整備等に対し補助すること。

三、火力乾燥施設に対し補助するとともに、ピニールハウスに対する税を免除すること。

四、疫病等病害虫の防除に対し、補助金を交付すること。

理由

岩手県の葉たばこは農業生産物中、きわめて重要な地位を占めているが、最近、農家の葉たばこ耕作意欲が減退し、急激な減反の見込みとなつてきた。このことは、葉たばこの収納価格が稲作等に比して有利でないこと並びに農業労働力の不足に対応する省力栽培の指導が適切でないこと等の理由によるところが大であると考えられる。

第五三三 昭和四十二年十二月二十八日受理

葉たばこ収納価格引上げに関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 鈴木省吾

紹介議員 松平 勇雄君

政府及び国会は、葉たばこ耕作者の経営安定に資

するため、葉たばこ収納価格の決定にあつては、「生産費所得補償方式」により、耕作者の要望に十分こたえるよう特段の措置を講ぜられたい。

理由

福島県の葉たばこ生産量は、国内総生産量の約一割を占め農家経済上きわめて重要な地位にあるが、最近における諸物価の動向は、これが生産費を増大せしめ、葉たばこ耕作者の経営を著しく圧迫している。

第六四四 昭和四十二年十二月二十八日受理

予約売渡米穀の所得に対する課税特例措置の存続に関する請願

請願者 新潟市学校町一番町新潟県議会議長 高橋重雄

紹介議員 小柳 牧衛君

農業所得の維持増大のための総合的施策の一環として、予約売渡米穀の所得に対する課税特例措置を存続されたい。

理由

この特例措置を廃止する動きがあると伝えられているが、同措置は十余年にわたり集荷の促進と予約制度の円滑な運営に貢献してきたのであり、これを廃止することは、農業所得を減ずるとともに、農民の生産意欲をも減退させる結果を招来するなど、農家の自立経営基盤の安定と育成を阻害するものである。

第一六二二 昭和四十三年一月十三日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（七十二通）

請願者 岩手県盛岡市青山四ノ三九ノ八

千葉条助外七百十九名

紹介議員 鈴木 強君

中小企業に対して融資を行なう国民金融公庫の制度について、左記事項を実現するよう図られたい。

一、国民金融公庫の資金量を大幅に増額し、貸付

期間を長期にし、金利を引き下げる等抜本的に改善すること。

二、国民金融公庫を分割して、業種別金融公庫を作ることは、税金のむだ使いになるから、これをやめること。

三、中小零細企業に対する適切、迅速な融資を行なうために国民金融公庫の人員を増加すること。

第二一七号 昭和四十三年一月二十五日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（二通）

請願者 岩手県盛岡市館向町一四ノ三須

藤紀男外四百九十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小零細企業に対する融資制度に関する請願（第二六八号）（第二八六号）（第三〇八号）（第三二四号）（第三三五号）（第三三八号）（第三六一号）

第二六八号 昭和四十三年一月二十七日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 岩手県盛岡市松尾町二ノ二

佐々木方 金野セイ子外三百十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二二八六号 昭和四十三年一月二十九日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（七十二通）

請願者 岐阜県各務原市各務二三八九 後

藤徳外六百九十九名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三〇八号 昭和四十三年一月二十九日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（十通）

請願者 横浜市磯子区杉田町二、二二〇

北本梅子外九十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三二四号 昭和四十三年一月三十日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（十通）

請願者 福井市日の出町三ノ六ノ九 藤田

正信外九十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三二五号 昭和四十三年一月三十日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（十通）

請願者 千葉県松戸市総台六一〇 黒岩隆

博外九十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三三八号 昭和四十三年一月三十一日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（八通）

請願者 福井県武生市桜町四〇 長木真一

郎外七十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三六一号 昭和四十三年二月一日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（十通）

請願者 東京都調布市下石原一、〇二九

仁木義雄外八十一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案
- 一、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案
経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案
次に掲げる法律は、廃止する。

- 一、経済援助資金特別会計法（昭和二十九年法律第四号）
- 二、余剰農産物資金融通特別会計法（昭和三十一年法律第九号）

附則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

- 1 経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法（次項において「各会計」という。）の昭和四十二年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際各会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、産業投資特別会計に帰属するものとする。
- 4 前項の規定により産業投資特別会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。
- 5 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三号中「附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金」の下に「経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律（昭和四十三年法律第九号）附則第三項の規定によりこの会計に帰属した資産の金額から負債の金額を控除した額」を加える。

第四号第一項中「外貨債の償還金及び利子」

の下に「農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金（第十四条において「借入資金」という。）の償還金及び利子」を加える。

- 第十四号中「外貨債の償還金及び利子」の下に「借入資金の償還金及び利子」を加える。
- 6 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四号第三十五号の二を削る。

第十号第十二号中「及び余剰農産物資金融通特別会計」を削り、同条第十三号を次のように改める。

十三 削除

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

附則第五号の二の次に次の一条を加える。

第五号の三 特別積立金引当資金（以下「資金」という。）の使用については、当分の間、第十三条第二項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- 一 資金は、森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第十八条第一項第六号の業務の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から森林開発公団に出資する場合に、予算の定めるところにより、使用することができ、
- 二 資金は、前号に定めるところによるほか、同号に定める使用を妨げない範囲内において、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れる場合に、予算の定めるところにより、使用することができる。

前項第一号の規定により資金を使用したときは、その使用した額に相当する額を特別積立金から利益積立金に組み替えて整理するものと

し、同項第二号の規定により資金を使用したときは、その整理については、第十三条第三項の規定を準用する。

附則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案
- 一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案
アジア開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律（昭和四十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

- 第二条の見出しを「（出資等）」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 前項の規定により出資することができ金額のほか、政府は、銀行に対し、協定第十九条第一項に規定する特別基金にあてため、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる。

第三条の見出し中「出資」を「出資等」に改め、同条第一項中「出資する」を「出資し又は拠出する」に、「二部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「出資する」を「出資し又は拠出する」に改め、同条第三項中「（アジア開発銀行）」とを「（アジア開発銀行）」と、同法第六條及び第七條第一項中「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」とに改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件

札幌国税局に札幌西税務署を、名古屋国税局に千種税務署を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙
新設する税務署

所轄 国税局	都道府 県名	税務署名	位置	管轄 区域
札幌	北海道	札幌西	札幌市	札幌市の日本国有鉄道函館本線以南に属する地域のうち大通の西十一丁目から西二十八丁目まで、北一条から北二条の西十一丁目から西二十八丁目まで、北三条から北四条の西十一丁目から西三十丁目まで、北五条の西十一丁

請願者 福井県坂井郡丸岡町本町一ノ三九
池田隆一外四十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第四九八号 昭和四十三年二月六日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（五
通）
請願者 福井県武生市錦町七ノ二四 中石
哲夫外四十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第五一〇号 昭和四十三年二月七日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（十
通）
請願者 横浜市磯子区丸山町一ノ一七 吉
野久外九十九名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

請願者 福井県坂井郡丸岡町本町一ノ三九
池田隆一外四十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第四七七号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補
償に関する請願
請願者 北海道釧路市弥生町九二 大森京
子外五十名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四七八号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補
償に関する請願
請願者 北海道釧路市住之江町二ノ三〇
清水鉄雄外三十六名
紹介議員 小野 明君

請願者 福井県坂井郡丸岡町本町一ノ三九
池田隆一外四十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第四七七号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補
償に関する請願
請願者 北海道釧路市弥生町九二 大森京
子外五十名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四七八号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補
償に関する請願
請願者 北海道釧路市住之江町二ノ三〇
清水鉄雄外三十六名
紹介議員 小野 明君

請願者 福井県坂井郡丸岡町本町一ノ三九
池田隆一外四十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第四七七号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補
償に関する請願
請願者 北海道釧路市弥生町九二 大森京
子外五十名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四七八号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補
償に関する請願
請願者 北海道釧路市住之江町二ノ三〇
清水鉄雄外三十六名
紹介議員 小野 明君

一、中小零細企業に対する融資制度に関する諸願(第三八四号)(第四六八号)(第四六九号)(第四九八号)(第五一〇号)

一、旧軍用爆発物による銚路市立小学校被災児童の補償に關する請願(第四七六号) (第四七七号)(第四七八号)(第四七九号)(第四八〇号)(第四八一号)(第四八二号)(第四八三号)(第四八四号)(第四八五号)(第四八六号)(第四八七号)(第五一二号)(第五一四号)(第五一五号)(第五一六号)(第五一七号)(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二一号)(第五二二号)(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)(第五二九号)(第五三〇号)(第五三一号)(第五三二号)(第五三三号)(第五三四号)(第五三五号)(第五三六号)(第五三七号)

中小零細企業に対する融資制度に関する諸願（十通）

請願者 東京都港区新橋三ノ五ノ二一
宮規子外九十七名

紹介議員 鶴園 哲夫君

第四六八号 昭和四十三年二月五日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（十通）

請願者 東京都世田谷区桜丘二ノ一九ノ五
南雲代喜外九十八名

紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである

第四六九号 昭和四十三年二月五日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する諸願（通）

請願者 福井県坂井郡丸岡町本町一ノ三九

池田隆一 外四十九名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第四九八号 昭和四十三年二月六日受理
小零細企業に対する融資制度に関する請願（五）

請願者 福井県武生市錦町七ノ二四 中石

哲夫外四十九名
紹介議員 千葉千代世君

の請願の趣旨は、第一六二号と同じである

第五一〇号 昭和四十三年二月七日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（十

請願者 横浜市磯子区丸山町一ノ二七 吉

野久外九十九名
鶴園 哲夫君
紹介議員

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである

第四七六号 昭和四十三年二月六日受理
軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補

請願者 北海道釧路市旭町五四 篠田守外

五十名
紹介議員 阿部 竹松君

釧路市共栄小学校遠足爆発事故の被災者に対する補償措置を早急に講ぜられたい。

理由
和四十年十月五日、釧路市新富士海岸における

榮小学校児童炊事遠足において発生した、旧雷
爆発物事故は、一瞬にして幼い四名の生命を奪

さらに二十六名の子どもたちにも一生消すこと
できない傷あとを残した。この不慮の事故の原

は、明らかに終戦処理が不十分であつたためのものであるので、犠牲者に対しては国が当然補償

すべきである。しかし残念ながら、こうした補償の法律が皆無のため当然と思われる措置がいまだ

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市千歳町三二 八嶋清成 外二十名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八二号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市富士見町七四 角田憲治 外四十五名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八三号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三五 藤原実外五十名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八四号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市米町三ノ一六 村山隆外五十名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八五号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市宮本町三 矢嶋晟二 外五十名

紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八六号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市富士見町五八 栗山久策 外五十名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八七号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県津市西古河町二五ノ五 佐々木正義 外十三名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一三号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三七 立谷愛吉 外四十一名

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一四号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取三六 鶴田穂雄 外三十六名

紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一五号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取五二 張江紀子 外五十三名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一六号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市住吉町八二 佐藤宏 外二十七名

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一七号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市新富町六ノ一五 船山弘 外十七名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一八号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市旭町五一 松島利彦 外五十名

紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一九号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市川北町二ノ一三 住吉健 外十七名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二〇号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市住吉町八二 三国肇 外四十二名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二一号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市住之江町二ノ一 南圭 外十七名

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二二号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市緑ヶ岡一五ノ一二三 斎藤英樹 外四十二名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二三号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三七 伊藤文夫 外十七名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二四号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市大町七ノ一四 富田敏實 外十七名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二五号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市千歳町二三 沼田哲夫 外十七名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七二六号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取大通三三 吉田 満外五十名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七二七号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八九ノ一三 梅田康三外五十名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七二八号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友御幸町四ノ三ノ五 山口幹雄外五十名

紹介議員 額谷 英行君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七二九号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市宮本町二四 小泉典夫外十七名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三〇号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市住友本町六ノ三ノ一 佐々木勝正外十七名

紹介議員 木村禮八郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三一号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市宮本町二七 岡本義一外五十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三二号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八八ノ四 松川和憲外五十名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三三号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市堀川町三ノ二 岩田清外五十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三四号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取一 藤山一夫外五十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三五号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市緑ヶ岡一八 田中昭三外五十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三六号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市南大通六ノ二九 榎本千恵子外五十名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三七号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市共栄大通八ノ二 田中博外五十名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三八号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取一八四 成田登外五十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三九号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取一二五 浦川文雄外五十名

紹介議員 樺 繁夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四〇号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市旭町一〇 宮下春夫外三十八名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四一号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八九五ノ六 白石富男外五十名

紹介議員 成瀬 峰治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四二号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮城県遠田郡小田町青江字太田 切一〇〇ノ一 渡辺正悦

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四三号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取四六 小林末外五十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四四号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市曉町一〇ノ二二 館山昭三郎外五十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四五号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桂窓二二九 沢田勝利外二十五名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四六号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市緑ヶ岡九 柴田隆司

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四七号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市千歳町四二 藤本昌

紹介議員 松永 忠三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四八号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町五ノ六ノ四 鷺谷政治外十七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八三七号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取二七二 松田正

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八三八号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取七七 川上義和

外五十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八三九号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友末広町一ノア 一ト内 大平タミ外五十名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四〇号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市共栄大通二ノ二 梅津敏子外五十名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四一号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱二五 佐々木勝外五十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四二号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新元町三ノ六ノ五 及川フミ子外五十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四三号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町一ノ一ノ三 清水洋子外五十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四四号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町六ノ六ノ三 原正行外三十四名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四五号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市松浦町九ノ一四 佐藤真砂子外五十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四六号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取三八 板垣徳一外五十名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四七号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道滝川市宇空知町一〇 若林喜代美外五十名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四八号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友緑町四ノ四ノ一 日沼輝夫外五十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四九号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取一二五 原間井滋外五十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五〇号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市駒場町九ノ二一 宮地明美外五十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五一号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市宮本町二七 岡本義一外十七名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五二号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三七 戸塚章介外十七名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五三号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町三ノ三ノ

三 奥綾子外三十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五四号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市東川町一 中戸川晃

也外五十名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五五号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市堀川町三ノ二 小関

はまじ外五十名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五六号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町二ノ六ノ四

松井嘉則外三十四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五七号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取一八四 鈴木利

彦外四十七名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五八号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八九 宮本絹

江外五十名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五九号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三七 阿部久

美子外五十名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八六〇号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市共栄大通六ノ二 今

井幸夫外五十名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八六一号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八九白樺公住

三四ノ四 対馬和美外五十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九〇七号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市弥生町九五 長谷川

純江外五十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九〇八号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市中島町一ノ四 白山

聖子外二十八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九〇九号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市米町三ノ一三 吉岡

ヤス外二十八名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一〇号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市春採一九 石川和男

外二十八名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一一号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市新川町一九 平山博

章外二十八名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一二号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市松浦町八ノ三 岡山

陽三外二十八名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一三号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桂恋二一九ノ二三四

中港嗣設外二十八名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一四号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市春採二六三 米田カ

ツ子外二十八名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一五号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市堀川町四ノ三七 上

田ミツ外二十八名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一六号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市武佐四〇 野上明外

二十八名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一七号 昭和四十三年二月十二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町二ノ五ノ六

紹介議員 橋本亀吉外十七名
佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一八号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町一ノ六ノ三
岩下義久外十七名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一九号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台右一〇ノ
三 四十勇太郎外二十八名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二〇号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台左九丁目
松本光雄外二十八名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二一号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路郡釧路村字遠矢市街
森田恒吉外十四名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。
第九二二号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市寿町四ノ一一ノ二
久松久雄外十四名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二三号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台左一三ノ
一 岡本重晴外二十八名

紹介議員 野澤 勝君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二四号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友福住町二ノ一ノ
二 佐藤喜重外二十八名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二五号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町三ノ一ノ一
今野義雄外二十九名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二六号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友赤平東雲町四ノ
二ノ五 香河長蔵外二十八名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。
第九二七号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市新倉三、一三〇
羽田汎外四十二名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二八号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡四二 土谷政
幸外二十八名

紹介議員 光村 基助君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二九号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市春採五四 金岩貞夫
外二十八名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九三〇号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市若草町八ノ一七 丹
葉剛義外二十八名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。
第九三一号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市中里団地三ノ一三ノ
一二 沢内正義外二十八名

紹介議員 樺 繁夫君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。
第九三二号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市大字千徳二長根五五
ノ三 鈴木義美外二十八名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。
第九三三号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市大通二ノ一ノ一八
藤尾喜平外二十八名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。
第九三四号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市西町二ノ一ノ一九
瀬藤一志外二十八名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。
第九三五号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市大字千徳二長根五五
ノ三 鈴木義美外二十八名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。
第九三六号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市大字千徳二長根五五
ノ三 鈴木義美外二十八名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二九号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 横濱市磯子区磯子二ノ四ノ二〇
梅田勲外二十八名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三〇号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 横濱市西區境ノ谷三六 大久保靖
子外二十八名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三一号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 横濱市西區霞ヶ丘四三 大塚松子
外二十八名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三二号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 神奈川県平塚市立野町一ノ一九
北村邦夫外二十八名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三三号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市亀井野三、三〇四
朝倉伸一外二十八名
紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三四号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市長井町二、七六
三 木下裕外二十八名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三五号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 静岡県富士市今泉二、一八四 篠
原政夫外二十八名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三六号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 三重県松阪市長月町八二 中尾安
彦外二十九名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三七号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 香川県善通寺市与北町一、九八七
ノ一 山根清外二十八名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三八号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 香川県善通寺市生野一、八四三ノ
二 蔵本昭外二十八名

紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三九号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 香川県善通寺市与北町三、四六一
ノ三 片長貞子外二十八名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四二号 昭和四十三年二月十五日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市浪花町一四ノ一 喜
村光幸外二十八名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四三号 昭和四十三年二月十五日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市弥生町九七 片垣寿
平外二十三名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四四号 昭和四十三年二月十五日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市宮本町二四 長谷川
滝子外二十五名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四五号 昭和四十三年二月十五日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路郡釧路村字遠矢市街

紹介議員 森田恒吉外二十六名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四六号 昭和四十三年二月十五日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市桂恋二一九ノ二三四
今井輝外二十八名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四七号 昭和四十三年二月十五日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友御幸町一三二
戸田一三外二十八名
紹介議員 大河原一三君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四八号 昭和四十三年二月十五日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友御幸町二三三
高橋幸雄外二十八名
紹介議員 大倉 精二君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四九号 昭和四十三年二月十五日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友福住町一ノ一ノ
三八 赤石正美外二十八名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五〇号 昭和四十三年二月十五日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友福住町二ノ六ノ四 小川守外二十八名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五〇号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町八ノ九ノ一 高橋昭之外三十四名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五二号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町三ノ六ノ一 佐藤茂外二十八名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五三号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町七ノ八ノ一 鹿島信司外三十四名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五四号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町五ノ三ノ五 浮田常男外三十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五五号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町四ノ六ノ一 伊藤正頼外二十八名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五六号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友日の出町五四一 高橋信夫外二十八名

紹介議員 川村 清二君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五七号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町八ノ二ノ五 斎藤昌一外二十八名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五八号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町五ノ三ノ一 竹田不二雄外二十八名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五九号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山形市末広町五ノ六 小関仁三外二十二名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一六〇号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県岡谷市本町二ノ九ノ四三 山田高久外九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一六一号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山梨県甲府市中央一ノ一二ノ二九 古谷紀子外二十七名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一六二号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山梨県南都留郡鳴沢村三、二五二 小林君子外二十八名

紹介議員 龜田 得治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七五四号 昭和四十三年二月九日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（十通）

請願者 神奈川県川崎市南幸町三ノ六 藤本好次外九十五名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第八二三号 昭和四十三年二月十日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（十通）

請願者 神奈川県川崎市上平間二二五 都築太郎外八十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第八二四号 昭和四十三年二月十日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（百十九通）

請願者 宮城県仙台市石名坂四六ノ一 佐藤こう外千三百二十三名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第九四八号 昭和四十三年二月十二日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（五通）

請願者 福井県武生市南深草四五 平井俊一外四十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第九四九号 昭和四十三年二月十二日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（八通）

請願者 東京都立川市柴崎町三ノ九ノ五 渡部小太郎外四十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一〇四〇号 昭和四十三年二月十三日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願（四通）

請願者 福井県武生市小松町一二 渡辺孝一外三十五名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「第十六項」の下に「（第二十五項において準用する場合を含む。）を」、「第二十項」の下に「（第二十一項）を加え」、「若しくは第十五項」を「第十五項、第二十三項若しくは第二十四項」に改め、「臨時地方財政交付金」の下に「地方交付税法附則第九項の規定による特別事業債償還交付金」を加え、附則中同項以下を五項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の五項を加える。

22 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、昭和四十三年度分にあつては同条の規定により算定した額から四百五十億円を控除した額とし、昭和四十四年度から昭和四十六年度までの各年度分にあつては同条の規定により算定した額に百五十億円を加算した額とする。

23 この会計においては、昭和四十三年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、第十五項及び昭和四十四年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）第四条第二項の規定によるほか、二百五十億円を限り、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

24 この会計においては、昭和四十四年度における財政処理の特別措置に関する法律第四条第二項の規定による借入金は、昭和四十四年度以後の年度においては行なわれないものとし、昭和四十四年度又は昭和四十五年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、前項に規定する金額から毎年度八十五億円を順次控除して得た額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができ。

25 第十六項から第十八項までの規定は、前二項の規定による借入金並びにその償還金及び利子

について準用する。

26 地方交付税法附則第九項の規定により交付する特別事業債償還交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、昭和四十三年度分の予算から適用する。

2 昭和四十四年度における財政処理の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十二項」を「第二十七項」に改める。

第五条中「昭和四十七年度」を「昭和四十二年度」に改める。

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は二月三十一日）

一、昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十三年三月五日印刷

昭和四十三年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局